

動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日 を定める政令の概要について

1. 背景・趣旨

動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 39 号。以下「改正法」という。）が第 198 回国会（通常国会）で可決・成立し、改正法附則第 1 条において、一部の規定が「公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日」から施行することとされた。

これに伴い、当該施行期日を定める必要があるため、本政令を制定する。

2 政令の内容

改正法附則第 1 条本文の政令で定める日は、令和 2 年 6 月 1 日とする。

（参照条文）

動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 39 号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中動物の愛護及び管理に関する法律第二十一条の改正規定、同法第二十三条第一項の改正規定、同法第二十四条の四の改正規定（「、第二十一条」の下に「(第三項を除く。)」を加える部分及び「又は第二項」を「又は第四項」に改める部分に限る。）及び同法附則第二項の改正規定並びに第三条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

二 第二条並びに附則第五条（第四項及び第五項を除く。）及び第十条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日